

豊北地区漁業体験研修募集要項

1 概要

山口県漁業協同組合豊浦統括支店（以下「豊浦統括支店」という。）では、漁業就業に興味のある方を対象に、漁業体験研修（以下「研修」という。）を開催します。

研修では、希望する以下の漁業種類の漁船に乗船し、実際の漁業を体験していただきます。なお、複数の漁業種類への乗船を希望していただくことも可能です。

開催日及び日程については、天候や漁模様等により決定しますので、後日、連絡します。

※定員の状況や応募時期等により、研修ができない場合もあります。

- ・一本釣り漁業（イカ、ブリ、ヒラマサ、ヨコワ、カツオ、サワラ、ヒラメ等）
- ・かご漁業（バイ貝、ヌタウナギ等）

2 研修時期

通年で実施（月によっては対応できない場合もあります）

3 研修場所

豊浦統括支店が指定する漁港（下関市豊北町内の漁港のうちいずれか）に集合し出漁

4 募集人数

毎月3名程度

5 研修の流れ

（1）研修生の募集と結果の通知

研修希望者は、豊北地区漁業体験研修応募用紙（様式1、以下「応募用紙」という。）に必要事項を記入して豊浦統括支店に提出していただきます。後日、研修実施の可否について、電話または電子メールにて連絡します。

（2）研修開催日の調整

豊浦統括支店より、研修開催日（候補）について研修希望者へ連絡しますので、その中から希望する日を選択していただきます。なお、募集人員が超過した場合は、研修に参加できない場合がありますので御了承ください。

（3）研修の実施

研修は一漁業種類毎に1日を基本として研修していただきます。なお、研修期間の延長や複数回の実施を希望する場合は豊浦統括支店までご相談ください。

また、研修に参加される方で、宿泊が必要な場合、宿泊費補助（上限あり）をご利用いただけます。利用条件等の詳細については、豊浦統括支店までお問い合わせください。

（4）研修報告書

研修生は研修終了後2週間以内に豊北地区漁業体験研修報告書（様式2）を豊浦統括支店に提出していただきます。

6 応募資格（以下のすべての要件を満たす方）

- ・豊浦統括支店管内（山口県下関市豊北町）での漁業就業に興味のある方
- ・原則として、年齢が18歳以上45歳以下の心身ともに健康な方
- ・研修場所への交通手段が準備できる方
（公共交通機関の利用が困難な場所で行います。また、研修は夜間又は早朝からの実施となる可能性があります。）

7 応募方法

（1）提出書類

研修希望者は、応募用紙に必要事項を記入して豊浦統括支店に提出してください。

（2）提出方法

郵送、持参、電子メールにより提出してください。電子メールの場合、提出書類はワード（Microsoft Word）形式で作成してください。

（3）提出先・お問い合わせ先

〒759-5331

山口県下関市豊北町大字神田 3798-1

山口県漁業協同組合豊浦統括支店

電 話：083-786-0244

電子メール：toyouralp@jf-ymg.or.jp

（4）応募期間

通年

（5）その他

- ・この研修への応募に要する経費は、研修希望者の負担とします。
- ・提出された応募用書類は、返却しません。
- ・記入いただいた個人情報、当研修の関係以外の目的には使用しません。

8 その他

- ・遊漁目的での参加は厳にお断りします。
- ・研修中に漁獲した漁獲物については、全て指導者（漁業者）の所有物となります。
- ・当日の天候不良等により、研修が延期・中止となる場合があります。
- ・研修中は危険が伴いますので、必ず指導者（漁業者）の指示に従うとともに、許可なく漁船や漁具、機械、設備類等には触れないでください。
- ・研修中の食事や飲み物等は各自用意します。
- ・研修場所までの移動に要する経費は、研修生の負担とします。
- ・研修時は汚れてもよい動きやすい服装とし、また研修時に使用するカップ、長靴、軍手等は各自用意します。
- ・研修期間中の傷害保険については豊浦統括支店で加入します。
- ・乗船していただく漁船にはトイレがないことがあります。
- ・研修終了後、漁業就業を希望する方は、具体的な就業相談をお受けします。
- ・この要領に定めのない事項については、関係者により協議の上、定めるものとします。